平成２１年（フ）第１３５１５号
東京都町田市旭町２丁目６―11
債務者　井上　憲二
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎万壽夫
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５１６号
東京都町田市旭町２丁目６―11
債務者　井上　豊次
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎万壽夫
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５１７号
東京都町田市旭町２丁目６―11
債務者　井上あつ子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎万壽夫
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５４号
東京都八王子市石川町1997番地13
債務者　髙瀬和太郎
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　番場　弘文
4　破産債権の届出期間　平成21年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９２６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６エバーグリーンポートアイランド２号棟302号
債務者　石﨑　泰彦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　定岡　治郎
4　破産債権の届出期間　平成21年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９７号
広島市安佐南区毘沙門台２丁目46番９号
債務者　辰岡　高子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　破産債権の届出期間　平成21年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５０号
広島県廿日市市宮島口上１丁目16番51号
債務者　平岡　茂樹
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　破産債権の届出期間　平成21年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９号
大分市大字上戸次5982番地の３
債務者　田内江津子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７０８号
愛知県弥富市前ケ須町午新田513番地　スペリア弥富Ⅱ203
債務者　大脇ちさと
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５１号
名古屋市天白区元八事４丁目158番地　メゾン元八事103号
債務者　辻内伸一郎
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７号
北海道北斗市東浜２丁目16番23号　ガーデンヒルズ202
債務者　加藤　綾子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第８４８号
埼玉県蕨市中央６丁目３番48号　ハイツブルーメン303号
債務者　白石ちひろ（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８５６号
埼玉県戸田市笹目６丁目20番地の32　ローズハイツ102号室
債務者　安西美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９０３号
さいたま市西区三橋６丁目382番地１　こすもす荘１―201
債務者　吉沢　美歩（旧姓前橋・吉澤）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係